

別表第11の2 ガス漏れ火災警報設備の点検基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限る。)

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧

規定値以上であること。

エ 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ 表示灯

正常に点灯すること。

コ 通話装置

受信機相互間の通話が明瞭に行なえること。

サ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 附属装置

ガス漏れ信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

セ ガス漏れ表示

適正にされること。

ソ 回路導通

試験用計器の指示又は確認灯の点検により導通すること。

タ 故障表示

適正にされること。

チ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(3) ガス漏れ検知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

(イ) 設置場所及び設置位置

適正であること。

(ウ) 適応性

検知対象ガスの性状に適応するガス漏れ検知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となる覆い等がないこと。

ウ 作動等

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

(4) 警報装置

ア 音声警報装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 増幅器、操作部

機能が正常であること。

(エ) 音圧等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞き取れること。

イ ガス漏れ表示灯

変形、損傷、脱落等がなく、正常に点灯し、かつ、容易に識別できること。

ウ 検知区域警報装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 音圧等

音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。

(エ) 鳴動区域

適正であること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 同時作動

機能が正常であること。

(2) 検知区域警報装置の音圧

規定値以上であること。

(3) 総合作動

非常電源に切り替えた状態で、任意のガス漏れ検知器を作動させた場合に、ガス漏れ表示及び警報装置の作動が正常であること。